

関係各位

一般社団法人高知県産業廃棄物協会
会長 近澤 栄二

処分業者向け項目追加説明会の開催について（お知らせ）

日ごろは当協会の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法施行規則の一部改正（2027年4月1日施行）により、処分業者が行う電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加されます。

つきましては、電子マニフェスト利用の処分業者の皆様が円滑に対応いただけるよう、制度の仕組みや改正に伴うシステムの変更点、利用方法等についての説明会を下記のとおり開催しますのでご案内します。

記

- 1 開催日時 令和8年8月4日（火） 14:00～16:00
- 2 開催場所 高知会館 2階「白鳳の間」（高知市本町5-6-42）
- 3 参加料 無料
- 4 定員 100名（満員になり次第締切り）
- 5 説明内容 ●制度概要
●追加される項目について
●報告までの事前準備・情報の整理／報告方法について
●再資源化等の情報の確認 等
- 5 申込方法 JWセンターホームページからのWeb申込み

※詳細はJWセンターホームページをご覧ください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/tsuika/index.html> 電子マニフェストの項目追加のページの「説明会の開催」のこちらから、処分業者向け項目追加説明会ページの開催日程の開催地 高知の「こちら」からお申込みください。

説明会申込み

